

医療介護情報連携モデル事業費補助金

(島根県地域医療介護総合確保促進基金事業)

1. 事業の概要

まめネットを活用して県内の医療機関、団体等が行う情報連携推進のための試行的・先進的取組に対して、人件費、事務費、研修会費等を補助する。

(1) 事業主体

- ・まめネットに参加、あるいは参加を予定している医療機関、介護施設
- ・まめネットに参加、あるいは参加を予定している医療機関、介護施設等を構成員とする団体
- ・市町村その他の公的団体

(2) 事業期間

交付決定日～令和9年3月31日まで

※事前着手届を提出した場合は、県の承認日から令和9年3月31日まで

(3) 補助の要件

- ・連携に資する取組について、提出された事業計画に基づき県が認めた事業。
- ・1事業主体からの申請は、原則として1事業とする。

(4) 補助基準等

① 補助額

- ・事業費（上限200万円）に、補助率3/4を乗じた額とする（千円未満切捨）。
[補助上限額] 150万円（＝200万円×3/4）

② 対象経費

人件費	報酬又は賃金。ただし専従職員に限る。諸手当及び共済費を含む ^{*1}
委託料	専門的知識や技術を要する業務を外部に委託した費用 ^{*2}
備品購入費	事業実施に必要な機器の購入費 ^{*3}
需用費	事業実施に必要な消耗品（5万円未満）の購入費 ^{*3} 、会議費等
役員費	会議・研修等の会場使用料、機器等のリース料 ^{*4} 郵券代等の通信運搬費、情報ネットワーク等の通信費 ^{*4} 会議・研修等における食糧費 ^{*5} 資料・チラシ等の印刷製本費
その他	研修・視察への参加、研修講師招聘等に係る旅費、謝金等

*1 その事業に専従することが明らかなものに限る

*2 情報システム等の導入に当たっては、しまね医療情報ネットワーク（まめネット）との関係性を整理した上で補助の可否を判断する

*3 連携に資する事業であっても備品購入のみの事業は対象外とする。医薬材料費等、情報連携と直接関連しない物品等の購入費も対象外

*4 経常経費、ランニングコストについては、事業内容を審査した上で対象外となる場合がある。医療機関におけるサーバーの保守費は対象外

*5 アルコール類を伴うような飲食費は対象外

2. 事業の例

※あくまで例示であり、これに限ったものではありません。

- 病院、診療所、介護施設等が行う、従事者向けまめネット操作研修の実施
(例：人事異動や派遣医師等でまめネットの利用方法を熟知していない医師を対象に、カルテ情報の閲覧方法、同意取得等の手順の注意点等を説明)
- 郡市医師会が行う、会員向けまめネット操作研修の実施
(例：郡市医師会が行う、紹介状・予約サービス等の活用方法や入力負荷を軽減させるコツ等のノウハウの共有をテーマとした勉強会)
- 情報連携ルールの設定、見直しのための関係機関会議の開催
(例：圏域の医療機関、介護施設、市町村が集まって会議を開催し、在宅情報共有サービスの記載・返信ルールの策定やスムーズな情報連携を実現するためのケーススタディの研修)
- 病院等がシステム改修を行うための事前検討、ニーズ調査
※システム改修費用は島根県医療介護連携ITシステム構築支援事業で支援
(例：カルテ出力情報の拡大を想定している病院が、圏域の診療所・訪看STから聞き取りを行い、ニーズを把握する。
例：病院に対して診療予約、検査予約の枠の拡大を要望する郡市医師会が、会員向けアンケート等でニーズをとりまとめる。)

等

○これまでの取組事例

【ICTによる退院前カンファレンス連携構築事業】

まめネットWEB会議サービスを活用し、退院患者にかかる退院前合同カンファレンスや地域関係者間の情報共有を推進する。

- ①地域連携関係者が、実際に来院することなく退院カンファレンスに参加可能で、移動等の負担軽減もあり積極的な参加に繋がった。
- ②新型コロナウイルス感染症防止対策のため外部からの訪問を抑制する措置をとった状況下でもWEB会議サービスによりカンファレンス等を実施することができた。

【「まめネット」導入によりタイムリーに患者の情報を入手する事業】

まめネットの利用が進んでいなかった地域において、病院から在宅への移行における情報連携をまめネットを介して行うことにより、既存の情報連携の方法による負担の軽減を図り、関係者間の連携推進に取り組む。

- ①医療機関と訪問看護ステーション間でのまめネットを利用した患者の情報のやり取りや連携の仕組みについて協議した。
- ②施設職員に対するまめネット操作研修会、まめネットに先行して参加している施設との連携による実践研修等を実施した。